

入札説明書

中部地方整備局木曾川下流河川事務所の「平成 21 年度 木曾川下流管内工損調査（事後調査）その 2」に係る入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公 告 日 平成 22 年 2 月 4 日

2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局木曾川下流河川事務所長 浅野 和広

三重県桑名市大字福島 4 6 5

3. 業務の概要

(1) 業 務 名 平成 21 年度 木曾川下流管内工損調査（事後調査）その 2
（電子入札対象案件）

(2) 業 務 内 容

本業務は、木曾川下流河川事務所の事業施行に伴い損害が生じた建物等の調査、損害の有無の立証及び費用負担額算定並びに権利者への補償説明を行うものである。

(3) 業務の詳細な説明

本業務の主な業務内容は以下のとおりである。

用地調査

・ 準備打合せ（基本額）	1 業務
・ 準備打合せ（加算額）	1 5 権利者
・ 工損事後調査（木造建物 A）70 m ² 未満	2 0 棟
・ 工損事後調査（木造建物 A）70 m ² 以上 130 m ² 未満	2 0 棟
・ 工損事後調査（木造建物 A）130 m ² 以上 200 m ² 未満	2 0 棟
・ 工損事後調査（木造建物 A）200 m ² 以上 300 m ² 未満	1 0 棟
・ 工損事後調査（木造建物 C）70 m ² 未満	1 0 棟
・ 工損事後調査（非木造建物イ）200 m ² 未満	1 0 棟
・ 工損事後調査（非木造建物ハ）200 m ² 未満	1 0 棟
・ 工損積算（木造建物）70 m ² 未満	3 0 棟
・ 工損積算（木造建物）70 m ² 以上 130 m ² 未満	2 0 棟
・ 工損積算（木造建物）130 m ² 以上 200 m ² 未満	2 0 棟
・ 工損積算（木造建物）200 m ² 以上 300 m ² 未満	1 0 棟
・ 工損積算（非木造建物）200 m ² 未満	2 0 棟

(4) 履行期限 平成 22 年 8 月 31 日

(5) 入札方式等

本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。

本手続きは、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下「競争参加資格確認申請書等」という。）の資料提出及び入札を電子入札システムで行うものとする。

電子入札システムで使用できる IC カードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者の IC カードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：中部地方整備局木曾川下流河川事務所 経理課

〒 511-0002 三重県桑名市大字福島 4 6 5

TEL 0594-24-5712 FAX 0594-22-4621

まで持参により提出すること。

・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の 10 時 00 分から 16 時 00 分まで。

(6) 成果品

成果品は次のとおりとする。

①建物等の調査

- ・調査区域位置図 一式（正、副各 1 部）
- ・調査区域平面図 一式（正、副各 1 部）
- ・建物等調査一覧表 一式（正、副各 1 部）
- ・建物等調査書（平面図・立面図等） 一式（正、副各 1 部）
- ・損傷調査書 一式（正、副各 1 部）
- ・写真集（ネガフィルムを含む） 一式（正、副各 1 部）

②費用負担額の算定

- ・費用負担額算定書 一式（正、副各 1 部）
- ・費用負担額内訳書 一式（正、副各 1 部）
- ・単価表及び代価表（単価根拠共） 一式
- ・データディスク（電子データ及び PDF ファイル） 一式

③補償説明

- ・補償説明記録簿 一式

④その他

- ・打合せ記録簿 一式
- ・用地調査等業務週報 一式
- ・その他監督職員が必要と認めたもの 一式

4. 競争参加資格

(1) 基本的要件

入札参加希望者は、次の1)に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号、以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における補償関係コンサルタント業務に係る平成 21・22 年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、中部地方整備局競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
 - a) 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ア. 親会社と子会社の関係にある場合。
 - イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - b) 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ. については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ア. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
 - イ. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。
 - c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記 a) 又は b) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※ 1) ②に掲げる平成 21・22 年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けて

いない者も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

(2) 入札参加希望者の中立性・公平性に関する要件

1) 本業務の履行期間中に終期がある当該事務所発注の補償関係コンサルタント業務を受注している者は、本業務の入札に参加できない。

2) 本業務に係る関係権利者との間において、以下のいずれかに該当する関係がある者は、本業務の入札に参加できない。

a) 資本関係

ア. 会社法に基づく親会社と子会社の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

イ. 一方の者が他方の者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又は出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合。

b) 人的関係

入札参加希望者及びその役員（業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる社員をいう。以下同じ。）が関係権利者である場合又は入札参加希望者の役員が関係権利者の役員を兼ねている場合。

(3) 業務拠点に関する要件

愛知・岐阜・三重県内に営業拠点等を有する者でなければならない。

※ 営業拠点等とは、中部地方整備局管内に技術者が 1 名以上常駐する本社(店)、支社(店)又は営業所等を有していることをいう。

(4) 入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成 11 年度以降（過去 10 年間）に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1 件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の業務は実績として認めない。

同種業務：補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号、以下「登録規程」という。）第 2 条第 1 項の別表に掲げる登録部門のうち、事業損失部門に係る補償業務。

但し、国、県、政令市又は特殊法人の業務実績に限る。

類似業務：上記以外の登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務。

但し、国、県、政令市又は特殊法人の業務実績に限る。

(5) 配置予定技術者の資格に関する要件

配置予定主任担当者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに当該登録を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、この場合、競争参加資格確認申請書等の提出時に登録規程に基づく当該登録部門に係る登録申請書の写し又は登録追加申請書の写し、若しくは社団法人日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成 3 年 3 月 28 日理事会決定、以下「実施規程」という。）第 20 条に基づく当該登録部門に係る研修及び検定試験の免除申請の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加するためには競争参加資格確認通知の日までにいずれかの登録を受け、登録証の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日は、別表①の日を予定する。

- ・ 登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる事業損失部門に係る補償業務管理者。
- ・ 社団法人日本補償コンサルタント協会が定める実施規程第 3 条に掲げる事業損失部門において実施規程第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。
- ・ 登録規程第 3 条に定める事業損失部門に係る補償業務に関し 7 年以上の実務経験を有する者。

(6) 配置予定技術者の業務実績に関する要件

配置予定主任担当者は、平成 11 年度以降（過去 10 年間）に完了した同種又は類似業務において、1 件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の場合は実績として認めない。

同種業務：登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる登録部門のうち、事業損失部門に係る補償業務。

但し、国、県、政令市又は特殊法人の業務実績に限る。

類似業務：上記以外の登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務。

但し、国、県、政令市又は特殊法人の業務実績に限る。

(7) 配置予定技術者の手持ち業務に関し以下の要件を満足すること。

- 1) 本業務の公示日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が 4 億円未満かつ手持ち業務の件数が 10 件未満である者であること。

ただし、本業務の公示日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が 2 億円未満かつ手持ち業務の件数が 5 件

未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは主任担当者、担当技術者として従事している契約金額が 500 万円以上の業務をいう。

2) 本業務の履行期間中は当該配置主任担当者の手持ち業務量が 1) に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置主任担当者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該配置主任担当者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 当該配置主任担当者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去 5 年間の同種業務における業務成績が 75 点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

3) 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定主任担当者とは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を 1 名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定主任担当者の経歴等」及び「予定主任担当者の同種又は類似業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第 6 条第 9 号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- ① 配置予定主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 配置予定主任担当者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去 5 年以内の同種業務で業務成績が 75 点以上の業務における業務管理者としての経験を有する者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

(8) 技術提案書に関する要件

入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。

- ①実施方針
- ②業務実施体制

(9) 業務実施体制に関する要件

競争参加資格確認申請書等に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ・再委託の内容が主たる部分の場合。

- ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- ・録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる事業損失部門及び補償関連部門に係る補償業務管理者又は実施規程第 3 条に掲げる事業損失部門及び補償関連部門において実施規程第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士を有していない場合。

(10) 競争参加資格を与えない要件

技術提案書に記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

- ①技術提案の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

5. 担当部局

〒 511-0002 三重県桑名市大字福島 4 6 5

国土交通省 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所

- ①経理課：契約手続きに関すること。

電 話 0594-24-5712 F A X 0594-22-4621

メールアドレス：keikaryu@cbr.mlit.go.jp

- ②用地課：競争参加資格確認申請書等の作成に関すること。

電 話 0594-24-5713 F A X 0594-22-6421

メールアドレス：karyu-yochi@cbr.mlit.go.jp

6. 競争参加資格確認申請書等の提出等

- (1) 入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに競争参加資格確認申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- (2) 入札参加希望者は、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書等を提出すること。

提出方法は、電子入札システム「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに「申請書」(別記様式-1)及び「資料」(別記様式-2~7)、技術提案書フィールドに「技術提案書」(別記様式-8~10)をそれぞれ添付し提出すること。

電子入札システムによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・一太郎 2007 以下
- ・Microsoft Word2002 以下
- ・Microsoft Excel2002 以下
- ・その他アプリケーション PDF ファイル Acrobat6.0 以下

画像ファイル JPEG 及び GIF 形式

圧縮ファイル LZH 形式

ただし、競争参加資格確認申請書等の容量が 3 MB を超える場合は、郵送（書留郵便に限る。）、又は電送で提出すること。郵送で提出する場合は、必要種類の一式を郵送するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。

なお、郵送又は電送で提出する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより競争参加資格確認申請書として送信すること。

- ① 郵送又は電送する旨の表示
- ② 郵送又は電送する書類の目録
- ③ 郵送又は電送する書類のページ数
- ④ 発送年月日

また、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）すること。

提出期間及び提出先は以下のとおりとする。

- ・ 提出期間：別表②のとおり。
- ・ 提出先：5. ①と同じ。

(3) 技術提案に対する審査等

技術提案に対する審査及び評価は、技術的所見を木曾川下流河川事務所建設コンサルタント選定委員会において行う。

(4) 競争参加資格の確認は、競争参加資格確認申請書等の提出期限をもって行うものとする。

なお、競争参加資格確認通知の日は、別表①の日を予定する。

(5) その他

- ① 競争参加資格確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 分任支出負担行為担当官は、提出された競争参加資格確認申請書等を本案件に係る手続き以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された競争参加資格確認申請書等は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における競争参加資格確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合にはこの限りではない。
- ⑤ 競争参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先 5. ②と同じ。

7. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格確認申請書等を提出した者のうち、競争参加資格がないと認められた者に対しては、競争参加資格がないと認めた理由を付して通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、分任支出負担行為担当官中部地方整備局木曾川下流河川事務所長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求

めることができる。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。

(4) 競争参加資格がないと認めた理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

・受付場所：5. ①に同じ。

・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで。

8. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の各要件に該当する者のうち、次の(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

①入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

②上記において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

①技術提案等の内容に応じ、次の1)、2)、3)の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は60点、最低点数は0点とする。

- 1) 基本事項評価(企業)
- 2) 基本事項評価(技術者)
- 3) 技術提案書

②価格点の評価方法は以下のとおりとする。

価格点 = 価格点の配分 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

なお、価格点の配分点は60点とする。

③総合評価は、入札者の申込みに係る上記①により得られた技術点と当該入札者の入札価格から求められる価格点の合計値(評価値)をもって行う。

(3) 評価内容の担保

技術提案書に記載された内容については、業務完了後において、履行状況について検査を行う。受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、見直しの評価を行い、当初評価値との差により、違約金を徴収する。ただし、ペナルティー額は入札価格の10%を上限とする。この取り扱い方法については、契約締結時に定め、契約書に明記するものとする。なお、業務成績評定についても、最大10点を限度に減ずるものとする。ただし、特に悪質と認められる場合は、最大20点まで減ずるものとする。

(4) 技術点に関する基準

技術資料等の評価項目、評価基準並びに評価のウェイトは、以下のとおりとする。

①基本事項（企業）について

評価項目	評価基準	配点	得点
業務実績	平成 11 年度以降（過去 10 年間）の同種又は類似業務の実績を以下のとおり評価する。		5
	①同種業務の実績がある。	5	
	②類似業務の実績がある。	0	
業務成績	提出された 3 件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。 ※ 同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額 500 万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等）の実績であるため業務成績がない場合は、70 点として扱う。 また、同種又は類似業務が 3 件に満たない場合は、3 件に満たない件数分を 65 点として扱う。		5
	① 75 点以上	5	
	② 70 点以上 75 点未満	3	
	③ 65 点以上 70 点未満	1	
	④ 60 点以上 65 点未満	0	
業務拠点	業務拠点を以下のとおり評価する。		5
	①木曾川下流河川事務所管内に本社(店)、支社(店)、営業所等を有する。	5	
	②愛知・岐阜・三重県内に本社(店)、支社(店)、営業所等を有する。(木曾川下流河川事務所管内を除く)	3	
	③その他	0	
企業信頼度（指名停止等の措置）	技術提案書提出日より以下の期間内に中部地方整備局から指名停止等の処分を受けている場合、評価点を減じるものとする。 ア) 営業停止又は指名停止期間処置後 6 ヶ月。 イ) 文書注意後 2 ヶ月。 ウ) 口頭注意後 1 ヶ月。		0
	①処分を受けていない。	0	
	②処分を受けている。	-5	

②基本事項（技術者）について

評価項目	評価基準	配点	得点
業務実績	平成 11 年度以降（過去 10 年間）の同種又は類似業務の実績を以下のとおり評価する。		5

	①同種業務の実績がある。	5	
	②類似業務の実績がある。	0	
業務成績	提出された 3 件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。 ※ 同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額 500 万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等）の実績であるため業務成績がない場合は、70 点として扱う。 また、同種又は類似業務が 3 件に満たない場合は、3 件に満たない件数分を 65 点として扱う。		5
	① 75 点以上	5	
	② 70 点以上 75 点未満	3	
	③ 65 点以上 70 点未満	1	
	④ 60 点以上 65 点未満	0	
技術者信頼度 (優良表彰)	平成 20・21 年度の優良表彰の受賞の有無について以下のとおり評価する。 なお、優良表彰の受賞実績は、国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。		5
	①優良表彰の受賞実績がある。	5	
	②優良表彰の受賞実績がない。	0	

③技術提案書

評価項目	評価基準	得点
実施方針	実施方針（工程表や業務フロー等を含む）について、業務の内容、目的を理解し、業務成果の品質向上に資する提案や業務実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価する。	15
業務実施体制	実施体制について、業務を遂行する上で適切な体制が確保されている場合や業務経験者や専門技術者を配置している場合に優位に評価する。	15

9. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、持参、郵送、電送又は電子メール（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

①質問の受付先 : 5. ①と同じ。

②質問の受付期間 : 別表③のとおり。

(2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から 5 日以内に質問者に対して電送又は電子メールにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。

①閲覧場所：木曾川下流河川事務所 1階掲示板

②閲覧期間：回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで。

10. 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1) 入札書の受付期間

別表④のとおり。(紙入札の場合も同じ。)

(2) 入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により木曾川下流河川事務所経理課まで持参すること。

(3) 開札の日時及び場所

別表⑤のとおり。

11. 入札方法等に関する事項

(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。ただし、場合によっては 3 回目を執行することがある。

12. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 免除。

13. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

第 1 回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

なお、紙入札方式参加者で第 1 回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱う。

14. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格がある旨を確認された者であっても、開札の時において指名停止を受けている者その他の開札の時において 4. に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

また、入札参加者が、競争参加資格確認通知を受け、入札した場合においても、以下に該当する場合は入札を無効とする。

- (1) 技術提案書の記載内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合。

①技術提案書

- ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
- ・実施方針の技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。

15. 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記 8 (1) により決定するものとする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を（会計法第 29 条の 6 第 2 項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの次に有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とすることがある。

- (2) 予決令第 85 条に基づく調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。
- (3) 予決令第 86 条に基づく調査内容、提出する資料（様式・作成要領）については、国土交通省中部地方整備局ホームページ（<http://www.cbr.mlit.go.jp/>「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」－「低入札価格調査（建設コンサルタント等）」）に掲載を行っているので入札参加に際して、必ず確認すること。

16. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の（１）から（４）について実施するものとする。

（１）配置予定技術者の制限

配置予定主任担当者の制限について、次の１）及び２）を実施するものとする。なお、１）により配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

１）本業務の配置予定主任担当者としての要件を満足し、過去 5 年間の同種業務における業務成績が 75 点以上の業務における主任担当者の経験を有する技術者を、配置予定主任担当者とは別に担当技術者として配置し、業務実施上必要となる全ての打合せに配置主任担当者と同席出席するものとする。また、増員担当技術者の手持ち業務量は、配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者とする。

２）本業務の履行期間中は配置主任担当者の手持ち業務量が契約金額で 2 億円、件数で 5 件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置主任担当者を、以下①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に繁栄させるものとする。

① 当該配置主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者。

② 当該配置主任担当者と同等の技術者資格を有する者。

③ 当該配置主任担当者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去 5 年間の同種業務における業務成績が 75 点以上である者

④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者。

（２）品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した「代表者の直筆署名による品質証明書」を提出する。また、損害補填の期間は、本業務に係る全権利者との事前賠償が完了するまでとする。

（３）再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の 3 分の 1 以内とすることとし、低入札価格調査の際に確認するものとする。

（４）打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに主任担当者と（１）①の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任監督員による履行確認を行うものとする。

17. 落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明

- (1) 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）により求めることができる。
- (2) 上記（1）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（休日は含まない。）以内に書面により行う。
- (3) 受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ・受付場所：5. ①と同じ。
 - ・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く 10 時 00 分から 16 時 00 分まで。

18. 再苦情申立て

- (1) 分任支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明又は落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官からの回答を受け取った日の翌日から起算して 7 日（休日を除く。）以内に、書面により、中部地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。
- (2) 再苦情申立ての受付場所及び再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先
 - ・中部地方整備局 主任監査官（契約管理官・技術開発調整官）
 - ・電話 052-953-8113（直通）内線 2114（2222・3120）
 - ・時間 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く 10 時 00 分から 16 時 00 分まで。

19. 手続きにおける交渉の有無 無。

20. 契約書作成の要否

用地調査等請負契約書により、契約書を作成するものとする。

21. 支払条件

前払金 無。 部分払 無。

22. 火災保険付保の要否 否。

23. 関連情報を入手するための照会窓口 5. ②と同じ。

24. 競争参加資格確認申請書等の作成及び記載上の留意事項

競争参加資格確認申請書等の様式は、別添（A4判）のとおりとし、文字サイズは 10 ポイント以上とし、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

なお、提出書類について、この入札説明書及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

(1) 競争参加資格確認申請書の作成

競争参加資格確認申請書は、別添（様式－1）により作成するものとする。

(2) 競争参加資格確認資料の作成及び留意事項

競争参加資格確認資料は、別添（様式－2～7）に示すとおりとし、以下に留意し、作成するものとする。

① 競争参加資格確認資料に関する留意事項

記 載 事 項	内 容 に 関 する 留 意 事 項
入札参加希望者の補償コンサルタント登録の状況等	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加希望者の補償関係コンサルタント登録の状況等について記載する。 記載内容が確認できる書類の写し（登録申請書の写し等）を添付すること。 記載様式は様式－3とする。
入札参加希望者の中立性・公平性	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加希望者間の資本的・人的関係の有無を記載する。 入札参加希望者と本業務に係る関係権利者との間の資本的・人的関係の有無を記載する。 記載様式は様式－3とする。
入札参加希望者の業務拠点	<ul style="list-style-type: none"> 愛知・岐阜・三重県内の業務拠点を記載する。 営業拠点の所在地を証するものを添付すること。（パンフレット等。） 記載様式は様式－3とする。
入札参加希望者の同種又は類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加希望者が過去に受注した同種又は類似業務の実績及び業務成績について記載する。 記載する業務は平成11年度以降（過去10年間）に完了した業務とする。 記載する業務の件数は、3件とする。 記載様式は様式－4とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚以内に記載する。 業務成績が確認できる書類の写し（成績評定通知書の写し等）を提出すること。
配置予定主任担当者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定主任担当者について、資格、経歴等を記載する。 保有資格の資格証等の写しを添付すること。 手持ち業務は本業務の公告日現在、国土交通省以外の発注者（国内外問わず。）のものも含めすべて記載する。 なお、手持ち業務のうち、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。 また、手持ち業務とは主任担当者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の他の業務とし、プロポーザル方式による業務で配置予定主任担当者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 配置予定主任担当者と本件業務に係る関係権利者との間の人的

	<p>関係の有無を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載様式は様式－５とする。
配置予定主任担当者の優良表彰の受賞の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定主任担当者の平成 20・21 年度の優良表彰の受賞の有無について記載する。 ・記載様式は様式－５とし、優良表彰の受賞がある場合は、その写しを添付すること。
配置予定主任担当者の同種又は類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定主任担当者が過去に従事した同種又は類似業務の実績及び業務成績を記載する。 ・記載する業務は平成 11 年度以降（過去 10 年間）に完了した業務とする。 ・記載する業務の件数は、3 件とする ・記載様式は様式－６とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1 業務につき A 4 判 1 枚以内に記載する。 ・業務成績が確認できる書類の写し（成績評定通知書の写し等）を提出すること。
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の分担について記載する。 ・業務の分担がない場合も様式に「業務の分担なし」と記載して提出すること。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる事業損失部門及び補償関連部門に係る補償業務管理者又は実施規程第 3 条に掲げる事業損失部門及び補償関連部門において実施規程第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士の保有状況を記載する。 ・記載様式は様式－７とする。

②業務実績を証明する資料及び配置予定主任担当者の資格証明書の写し

入札参加希望者が過去に受注した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定主任担当者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定主任担当者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定主任担当者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

ただし、入札参加希望者及び配置予定主任担当者の業務実績が、財団法人日本建設技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書の写しは提出する必要がない。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、予定主任担当者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資

料を提出すること。

配置予定主任担当者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

(3) 技術提案書の作成及び留意事項

技術提案書は、別添（様式－８～１０）に示すとおりとし、以下に留意して作成するものとし、提案内容の根拠等を説明できる資料を補足資料として添付すること。

なお、技術提案書は、本業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本入札説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

①技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針	・本業務の実施方針について簡潔に記載する。 ・記載様式は様式－９とし、A４判２枚以内に記載する。
業務実施体制	・本業務の実施体制について簡潔に記載する。 ・記載様式は様式－１０とし、A４判１枚以内に記載する。

25. その他の留意事項

- 1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2) 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得、電子入札運用基準及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- 3) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、競争参加資格確認申請書等を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- 4) 本入札説明書に示す同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
- 5) 競争参加資格確認申請書等の提出後において、原則として記載された内容の変更を認めない。また、落札者は、競争参加資格確認申請書等に記載した配置予定主任担当者を当該業務の主任担当者として配置すること。主任担当者の変更は原則としてできない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 6) 落札者が本業務を専任的に処理するために使用する者として、2年以上の実務経験及び建築士の資格を有する者を当該業務の業務従事者として配置すること。
- 7) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

- ・電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
- 8) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。
- 9) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は次のとおりとする。
- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話03-3505-0514
電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
 - ・ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、木曾川下流河川事務所経理課 電話0594-24-5712 へ連絡すること。

別表

①	競争参加資格確認通知の日	平成22年 2月19日
②	競争参加資格確認申請書等の提出期間	平成22年 2月 5日から 平成22年 2月15日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
③	入札説明書の内容についての質問の受付期間	平成22年 2月 5日から 平成22年 2月16日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	入札書の受付期間	平成22年 3月 4日10時00分から 平成22年 3月 5日16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	開札の日時及び場所	平成22年 3月 8日10時30分 木曾川下流河川事務所入札室

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局木曾川下流河川事務所長 浅野 和広 殿

住 _____ 所 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ 印

(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

平成22年2月4日付けで公告のありました「平成21年度 木曾川下流管内工損調査（事後調査）その2」に係る競争参加資格について確認されたく必要書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

なお、紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（380円）に相当する切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出してください。

別添

(様式 - 2)

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局木曾川下流河川事務所長 浅野 和広 殿

住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ 印
(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

平成21年度 木曾川下流管内工損調査 (事後調査) その2

競争参加資格確認資料

連絡先 担当部署 _____
氏 名 _____
T E L _____
F A X _____

平成22年2月4日付けで公告のありました「平成22年度 木曾川下流管内工損調査 (事後調査) その2」の競争参加資格確認資料を別紙のとおり提出します。

注1) 電子入札システムにより提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書等の、合計容量が3MBを超える場合には、郵送(書留郵便に限る。)、又は電送(締切日時必着)で提出すること。

注2) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

入札参加希望者

①補償コンサルタント登録の状況等				
登録規程等の題名	登録番号	登録年月日	変更年月日	登録部門
②中立性・公平性				
・入札参加希望者間の資本的・人的関係（該当する番号に○を記載する。） 1. 有り 2. 無し				
③業務拠点				
会社名	営業拠点等の所在地			

※補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条第1項の別表に掲げる登録部門における登録状況を記載する。

※変更年月日は、新規登録若しくは更新登録を行った以降に補償業務管理者を変更した場合に記載する。

※営業拠点の所在地を証するものを添付すること。（パンフレット等。）

別添

(様式 - 4)

入札参加希望者の同種又は類似業務の実績

業務の分類	同種（或いは類似）業務			
	土地調査部門	土地評価部門	物件部門	機械工作物部門
	営業補償・特殊補償部門	事業損失部門	補償関連部門	総合補償部門
業務名				
TECRIS の登録番号				
契約金額				
履行期間				
発注機関名 住所 TEL				
業務の概要				
業務成績（評定）	点			

※業務分類には、同種又は類似業務を記載すること（該当部門に○を記載する。）。

※業務の概要については具体的に記述すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚に記載する。

※業務成績が確認できる書類の写し（成績評定通知書の写し等）を提出すること。

配置予定主任担当者の経歴等

ふりがな ①氏名		②生年月日			才
③所属・役職					
④保有資格 (資格名、登録番号、取得年月日) <記載例> 補償業務管理者(部門:○○○○)、登録番号:○○○○○、取得年月日:平成○年○月○日 補償業務管理士(部門:○○○○)、登録番号:○○○○○、取得年月日:平成○年○月○日 補償業務管理士(部門:○○○○)、登録番号:○○○○○、取得年月日:平成○年○月○日 補償業務管理士(部門:○○○○)、登録番号:○○○○○、取得年月日:平成○年○月○日 その他(名称:○○○士)、登録番号:○○○○○、取得年月日:平成○年○月○日 その他(名称:○○○士)、登録番号:○○○○○、取得年月日:平成○年○月○日					
⑤手持業務の状況(公告日現在)、契約金額 500 万円以上(ただし、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。)					
業務名(TECRIS登録番号)	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額	
				(契約金額合計 万円)	
⑥平成20年度から平成21年度の技術者の優良表彰 <補償関係コンサルタント業務>					
表彰年度	業務名	発注者	表彰者		

※優良表彰の受賞がある場合は、その写しを提出すること。

配置予定主任担当者の同種又は類似業務の実績

業務の分類	同種（或いは類似）業務			
	土地調査部門	土地評価部門	物件部門	機械工作物部門
	営業補償・特殊補償部門	事業損失部門	補償関連部門	総合補償部門
業務名				
TECRISの登録番号				
契約金額				
履行期間				
発注機関名 住所 TEL				
業務の概要				
業務の技術的特徴				
当該技術者の業務担当の内容				
業務成績（評定）	点			

※業務分類には、同種又は類似業務を記載すること（該当部門に○を記載する。）。

※業務の概要又は従事経験内容を具体的に記載すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚に記載する。

※業務成績が確認できる書類の写し（成績評定通知書の写し等）を提出すること。

・業務実施体制

分担業務の内容	備 考

注1：業務の分担を行わない場合は、分担業務の内容の欄に「業務の分担なし」と記載する

注2：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

(補償業務管理士等の保有状況)

資格名	部 門	①氏 名	②登 録 番 号	③取得年月日
補償業務管理士	土地調査部門			
	土地評価部門			
	物件部門			
	機械工作物部門			
	営業補償・特殊補償部門			
	事業損失部門			
	補償関連部門			
	総合補償部門			
補償業務管理者	土地調査部門			
	土地評価部門			
	物件部門			
	機械工作物部門			
	営業補償・特殊補償部門			
	事業損失部門			
	補償関連部門			
	総合補償部門			

※保有する補償業務管理者又は補償業務管理士を記載する。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局木曾川下流河川事務所所 浅野 和広 殿

住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ 印
(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

平成21年度 木曾川下流管内工損調査（事後調査）その2

技 術 提 案 書

連絡先 担当部署 _____
氏 名 _____
T E L _____
F A X _____

平成22年2月4日付けで公告のありました「平成21年度 木曾川下流河川事務所管内工損調査（事後調査）その2」の技術提案書を別紙のとおり提出します。

注1) 電子入札システムにより提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書の合計技術提案書の容量が3MBを超える場合には、郵送（書留郵便に限る。）、又は電送（締切日時必着）で提出すること。

注2) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

別添

(様式 - 9)

実施方針

A large empty rectangular box with a thin black border, intended for the implementation policy. It occupies most of the page area below the title.

※ A 4判 2枚以内に記載する。

別添

(様式－10)

業務実施体制

A large empty rectangular box with a thin black border, intended for the user to describe their business implementation system. The box occupies most of the page's vertical space below the title.

※A4判1枚以内に記載する。